

全学共通利用スペース使用内規の一部改正について

改正理由：スペースチャージ制度の導入に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(使用の取り消し)</p> <p>第5  次の各号に該当した使用者等の使用は、施設整備会議にて協議し、学長がこれを取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>学内諸規則及び使用許可条件に違反した使用者等</u></p> <p>(2) その他全学において、管理運営上特別に必要なが生じた場合</p> <p>[省略]</p> <p>(管理運営)</p> <p>第8  管理運営に必要な全ての経費は当該使用者等の負担とする。</p> <p>2  共通スペースの維持管理責任者は当該使用者等の代表者とする。</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第9  <u>共通スペースの使用目的が外部資金（競争的資金、受託事業、受託研究、共同研究等）による教育研究等である場合に、当該使用者等の代表者は、規程第9条の2に規定するスペースチャージ制度に基づく使用料（以下「使用料」という。）を負担するものとする。ただし、学長が特に必要と認める場合については、この限りでない。</u></p> <p><u>(使用料の算定及び徴収)</u></p> <p>第10 <u>使用料の単価は、1㎡当たり月額100円とし、当該単価に対象となる共通スペースの面積及び使用期間の月数（1月未満の端数がある場合は切り上げる。）を乗じて算定した金額を一括して年1回徴収する。</u></p> <p>2 <u>使用料は、当該使用者等の代表者が所属する部局を通じて徴収するものとし、既納の使用料は原則として返還しない。</u></p> <p><u>(使用料の用途等)</u></p> <p>第11 <u>使用者等の代表者から徴収した使用料は、施設の予防保全を含む全学的な教育研究環境の整備に必要な経費に充当するものとし、財務・研究推進部長は、毎年度末に、当該年度の使用料の収支状況について、施設整備会議に報告する。</u></p> <p>(使用上の義務)</p> <p>第12 [省略]</p>	<p>[省略]</p> <p>(使用の取り消し)</p> <p>第5  次の各号に該当した使用者等の使用は、施設整備会議にて協議し、学長がこれを取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>内規及び申合せ並びに使用許可条件に違反した使用者等</u></p> <p>(2) その他全学において、管理運営上特別に必要なが生じた場合</p> <p>[省略]</p> <p>(管理運営)</p> <p>第8  管理運営に必要な全ての経費は当該使用者等の負担とする。</p> <p>2  共通スペースの維持管理責任者は当該使用者等の代表者とする。</p> <p>[省略]</p> <p>(使用上の義務)</p> <p>第9 [省略]</p>

2～4 〔省略〕

(雑則)

第13 〔省略〕

〔省略〕

別紙様式1

年 月 日

全学共通利用スペース使用申込書

東京学芸大学長 殿

(申込者) 所属等  
氏 名

全学共通利用スペースを使用したいので、次のとおり申し込みます。使用を許可された場合は、下記の使用許可条件及び学内諸規則を遵守します。

教育研究チーム等の代表者	<u>所属等</u>	
	氏 名	印
	連 絡 先	TEL : FAX : E-Mail :
使 用 者	<u>所属等</u>	
	<u>氏 名</u>	
<u>使 用 目 的</u>	<input type="checkbox"/> 学内の教育研究 (授業・各種演習等) <input type="checkbox"/> 受託、共同研究等のプロジェクト又は各種補助事業 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )	
	<u>(教育研究テーマ等)</u>  	

2～4 〔省略〕

(雑則)

第10 〔省略〕

〔省略〕

別紙様式1

年 月 日

全学共通利用スペース使用申込書

東京学芸大学長 殿

全学共通利用スペースの使用にあたって下記の使用許可条件及び規則等を遵守し、申し込みいたします。

教育研究チーム等の代表者	<u>所属学科等</u>	
	氏 名	印
	連 絡 先	TEL FAX E-Mail
使 用 者	<u>所属学科等</u>	<u>氏 名</u>
<u>使 用 目 的</u>	<u>教育研究テーマ等</u>  	

期待される成果				
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
教育研究等経費の財源				
外部資金の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	外部資金 の種類		外部資金 の事業名
希望使用場所	号館 室 (別紙図面のとおり)			
使用許可条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用にあたっては学内諸規則を遵守すること。</li> <li>2 教育研究等に必要な全ての経費は、使用者等の負担とすること。</li> <li>3 許可された部屋等は研究代表者が責任をもって管理すること。</li> <li>4 防災に万全の注意を払うこと。</li> <li>5 教育研究等の実施期間中は、必ず教員1名を常駐させること。</li> <li>6 有効活用につとめること。</li> <li>7 <u>スペースチャージ制度における使用料負担の対象となる場合、100円/m<sup>2</sup>・月を負担すること。</u></li> </ol>			

附 則

この内規は、令和2年11月26日から施行し、令和3年度全学共通利用スペースの使用から適用する。

期待される成果				
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
教育研究等経費の財源				
希望使用場所	号館 室 (別紙図面のとおり)			
使用許可条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用にあたっては施設の有効活用規程及び使用内規を遵守すること。</li> <li>2 教育研究等に必要な全ての経費は、使用者等の負担とすること。</li> <li>3 許可された部屋等は研究代表者が責任をもって管理すること。</li> <li>4 防災に万全の注意を払うこと。</li> <li>5 教育研究等の実施期間中は、必ず教員1名を常駐させること。</li> <li>6 有効活用につとめること。</li> </ol>			